

「山口市津波・高潮避難シミュレーション業務委託」
に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本市では、市沿岸部の津波・高潮による浸水被害が想定される地域において、浸水想定区域に居住する住民の避難方法等について検証し、住民が取るべき避難行動について周知することを検討している。

本業務は、対象区域ごとに設定したシナリオに基づき、避難シミュレーションを実施し、避難安全性を検証するとともに、取るべき避難行動を住民にわかりやすく伝えるための資料を作成することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

山口市津波・高潮避難シミュレーション業務委託

(2) 業務内容

別紙「山口市津波・高潮避難シミュレーション業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

3 提案上限額

提案上限額は以下のとおりとする。

30,000,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

※契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すものであることに留意すること。

※提案上限額を超えて提案を行った場合は、失格とする。

4 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

5 公募型プロポーザル参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するものでないこと。

(2) プレゼンテーション実施日時時点で山口市の競争入札参加資格を有し、かつ、令和6年度の物品・業務委託競争入札参加資格者名簿に区分57「業務委託(調査・研究)」のコード01「調査・分析」もしくは、コード02「研究」の営業種目について登録されていること。

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 平成31年4月1日から令和6年3月31日の期間に、地方公共団体における浸水想定区域における避難シミュレーション実施の実績を有していること。

6 プロポーザル参加意向申出書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、下記のとおり提出すること。

- (1) 提出書類及び部数
 - 参加意向申出書(様式第1号) 1部
 - 導入実績(様式第2号) 1部
 - 仕様書 6特記事項記載の証明書類 1部
- (2) 提出方法
 - 持参又は郵送(提出期限内必着)
- (3) 提出期限
 - 令和6年7月12日(金)午後5時まで
 - ※持参による場合の受付は、土・日曜を除く。
 - ※期限後の提出は受け付けない。
- (4) 提出先
 - 〒753-8650 山口市亀山町2番1号
 - 山口市役所 総務部 防災危機管理課 防災危機管理担当

7 質問の受付及び回答方法

質問がある場合は、次のとおり提出すること。

- (1) 質問の提出方法
 - ア 提出書類: 質問書(様式第3号)
 - イ 提出方法: 電子メール(受付期限内必着)
 - ウ 受付期限: 令和6年7月4日(木)午後5時まで
 - エ 提出先: 山口市総務部防災危機管理課防災危機管理担当
E-mail: bousai@city.yamaguchi.lg.jp
- (2) 質問に対する回答方法
 - 質問に対する回答を集約し、質問者名をふせて、令和6年7月9日(火)までに山口市公式ウェブサイトに掲載する。

8 提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 提案書等提出文書（様式第4号）

イ 提案書（様式第5号）

ウ 業務実施体制（様式第6号）

エ 会社概要（任意様式）

※パンフレット等で可

オ 見積書（任意様式）

※山口市長宛てとすること。

※業務内容及び積算内訳を詳細に記載すること。

(2) 提案内容

仕様書及び別紙「山口市津波・高潮避難シミュレーション業務委託提案書評価基準」を踏まえ、提案者としてのアピールポイントを明記すること。

(3) 書類作成上の留意事項

ア 具体的な内容が把握することができるように、図や表などを用いて、事業の内容や事業展開を分かりやすく記載すること。

イ 文字サイズは11ポイント以上とする。ただし、図表中に使用する文字についてはこの限りでない。

ウ 様式として、1ページとしているが、1ページに収まらなくとも差し支えない。ただし、両面で15枚の30ページ以内とすること。

エ A4版を原則とする。資料の都合上、部分的にA3版を使用する場合は、片袖折にして綴じ込むこと。

オ 提案書類一式を上記(1)ア～オの順番に並べてフラットファイルに綴じ、インデックスを貼ること。

(4) 提出方法

持参又は郵送（提出期限内必着）

(5) 提出部数

正本1部、副本8部

(6) 提出期限

令和6年7月23日（火）午後5時まで

※持参による場合の受付は、土・日曜、祝日を除く。

※期限後の提出は受け付けない。

(7) 提出先

上記6の「プロポーザル参加意向申出書」提出先参照

(8) その他

プロポーザル参加意向申出書を提出しても、提出期限までに提案書の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

9 受託候補者の選定

(1) 選定方法

提案書等及び提案書に係るプレゼンテーションを踏まえ、あらかじめ定めた提案の評価基準に従い、「山口市津波・高潮避難シミュレーション業務委託における公募型プロポーザル受託候補者特定に係る評価委員会」(以下「評価委員会」という。)において審議し、最も高い評価点数を得た者を受託候補者として選定する。

ただし、最も高い評価点数が、発注者の求める最低水準(得点総計の6割)に達していないと判断された場合は、この限りではない。

また、最も高い評価点数を獲得した提案者が複数となった場合は、各評価委員の最高評価点を獲得した数が多い提案者とし、この場合においても同数となった場合には、同数の提案者の中から、多数決により選定する。

(2) 評価基準

別紙「山口市津波・高潮避難シミュレーション業務委託提案書評価基準」に基づき、提案書等及びプレゼンテーションの内容を踏まえ評価を行う。

(3) プレゼンテーションの実施

提出された提案書に基づきプレゼンテーションを行い、各評価委員の採点の合計点により、提案書の中から第一位のものを決定する。

ア 開催日時・場所(予定)

令和6年7月31日(水) 山口市役所内第10会議室(山口市亀山町2番1号)
(控室 第7会議室)

※日時・場所の詳細については、提案者数等により変更する場合もあるため、提案者毎に別途通知する。

イ 出席者

1 提案者につき3名以内

ウ 発表時間

1 提案者につき30分程度(提案者からの説明20分以内、評価委員からの質疑10分程度)

エ その他

① プレゼンテーションの順番は提案書等の提出順とする。

② スクリーン、プロジェクターについては、山口市において用意する。なお、プロジェクターに接続するパソコン等については、提案者が用意すること。また、本市では、プレゼンテーション会場においてインターネット環境を準備しない。

③ プレゼンテーションは、提出した提案書の内容に沿って説明を行い、対象の各地域のシミュレーションについての説明及びシミュレーション動画のデモンストラーションを行うこと。

④ 山口市に大雨・洪水等の気象警報が発表された場合や、現に災害が発生し、又は発生が予測される場合には、開催を延期する場合がある。

(4) 審査結果の通知

評価委員会の報告を受け、プロポーザル審査委員会において、評価が適正に行われたことを審査及び確認した上で、評価委員会が第一位として決定したものを受託候補者として特定し、提案者すべてに結果通知書により通知するほか、市ホームページで公表する。

10 プロポーザルの無効

次に該当する場合は、無効とする。

- (1) 提案書等の必要書類を提出期間内に提出しない場合
- (2) 参加意向申出書の提出時から委託業者の決定までの期間に、応募者が5で定める参加資格を満たしていないことが明らかになった場合
- (3) プレゼンテーション及びヒアリング審査を欠席又は遅刻した場合
- (4) 提出書類に虚偽があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為等があった場合

11 契約の方法

受託候補者として特定した者と仕様書について協議を行い、協議が整った段階で当該仕様書に基づき見積書を徴取した上、随意契約の手法により契約を締結する。

受託候補者として特定した者と協議が整わない場合には、受託候補者の決定を取り消し、次順位の提案者を受託候補者とした上で、仕様書について協議を行う。

なお、「山口市津波・高潮避難シミュレーション業務委託仕様書」は、本業務の最低要求水準を示すものであり、契約にあたっては、提案に基づき仕様書を調整する。

12 その他

- (1) 提案者は、複数の提案をすることはできない。
- (2) 提案及び契約手続き等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本通貨とする。
- (3) 提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出期限以後の書類の提出、再提出、記載内容の修正及び変更は認めない。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、山口市情報公開条例に基づき提出書類を公開する場合がある。

- (7) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。
- (8) 提案者が1者の場合でも本プロポーザルを実施する。

1 3 日程 (予定)

- 実施要領等の公表・・・・・・・・・・6月26日(水)
- 参加意向申出書提出期間・・・・6月27日(木)～7月12日(金)
- 質問の受付期間・・・・・・・・・・6月27日(木)～7月 4日(木)
- 質問に対する回答期限・・・・7月 9日(火)
- 提案書等の受付期間・・・・7月10日(水)～7月23日(火)
- プレゼンテーション・・・・・・・・7月31日(水)(予定)
- ※日程は別途通知します。(7月24日以降、通知予定)
- 審査結果通知・・・・・・・・・・8月 7日(水)

以上